

## 役員（理事、監事、評議員）の報酬について

社会福祉法人親和会役員の報酬は、定款第8条及び第21条に定めてあるように無報酬となっております。

よって、支給の基準額は、0円です。

社会福祉法人親和会  
理事長 朝倉崇